【代理受領実施園】

8 豊子保発第 3786 号
令和 8 年 10 月 22 日

在園児の保護者　様

保育支援担当課長　　鈴木 寛之
（公　印　省　略）

令和 8 年度豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金の補助内容変更のご案内

日頃より豊島区の幼稚園事業にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和 8 年度豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金の補助内容につきましては、前期分の補助金申請書の配付時にご案内しておりますが、このたび、こども家庭庁により子育てのための施設等利用費の給付上限額が見直しされ、それに伴い東京都により私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の補助額が変更されました。

つきましては、令和 8 年 10 月から下記のとおり補助内容が変更となりましたので、同封のご案内を在園児の保護者宛てに配付くださいますようお願いいたします。

記

1. 補助金の変更内容

(1)子育てのための施設等利用費の給付上限額の見直し

子育てのための施設等利用費は従来の 25,700 円から 2,300 円引き上げられ、28,000 円になりました。

代理受領実施園の場合、この金額が代理受領として区役所から幼稚園に支払われますので、保護者に対する補助額に変更はありません。

(2)預かり保育料の補助額の拡大

子育てのための施設等利用費の給付上限額が見直しされたことに伴い、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の補助額が下記のとおり変更されました。

① 令和 8 年 9 月まで

1 日あたり 450 円、月あたり下記記載額を上限に給付します。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	月額補助上限額
3 歳児～5 歳児	施設等利用給付認定 2 号	11,300 円
満 3 歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 3 号	16,300 円
満 3 歳児のうち 住民税課税世帯	施設等利用給付認定 1 号＋保育の必要性が認められた方	16,300 円

② 令和８年 10 月から

１日あたり 490 円(＋40 円)、月あたり下記記載額を上限に給付します。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	月額補助上限額
３歳児～５歳児	施設等利用給付認定２号	12,300 円 (+1,000 円)
満３歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定３号	17,700 円 (+1,400 円)
満３歳児のうち 住民税課税世帯	施設等利用給付認定１号＋保育の必要性が認められた方	17,700 円 (+1,400 円)

豊島区　子ども家庭部　保育課　幼稚園・地域型保育グループ
〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1　℡　03-4566-2481（直通）